

平成27年度終了事業一覧表

No	名称	通称	概要	担当課	上位計画による実施等(市or国)	実施の市民参加の手法				工夫した点等
						審議会	パブリックコメント(提出された意見数)	意見交換会(参加述べ人数)	その他(アンケート調査等)	
1	流山市総合計画後期基本計画下期実施計画 まち・ひと・しごと創生総合戦略(素案)	流山市総合計画後期基本計画下期実施計画 まち・ひと・しごと創生総合戦略(素案)	流山市総合計画後期基本計画下期実施計画(平成28~31年度)は、後期基本計画(平成22~31年度)に定められた施策について、下期4か年の行財政運営のなかで、具体的に実施するための事務事業を体系的に整理するもので、今後の総合的かつ計画的な自治体経営のための指針となる重要な計画である。また、下期実施計画は、平成26年11月に施行されたまち・ひと・しごと創生法第10条の規定に基づき策定する、市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略と一体的に策定するものである。 市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略に定める事項(まち・ひと・しごと創生法第10条第2項) ・まち・ひと・しごと創生に関する目標 ・まち・ひと・しごと創生に関し、市町村が講ずべき施策に関する基本的方向 ・まち・ひと・しごと創生に関し、市町村が講ずべき施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項	企画政策課	市単独		29件(1名)		流山市まち・ひと・しごと創生会議	(流山市まち・ひと・しごと創生会議) ・下期実施計画と一体的に策定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定は国の施策により急遽決まったものであり、時間的な制約があり、地方版総合戦略策定の手引きに従って委員を選考したものの。
2	流山市教育振興基本計画(案)・流山市教育大綱(案)	流山市の中期的な教育の方向性を示した計画	流山市の教育について、現状や課題を踏まえ、中期的な目標や施策について方向性を示すにあたり、基本的な考え方を市民の方々の意見を取り入れながら策定するものである。	指導課・企画政策課	市単独		12件(12名)	69名(タウンミーティング)		(パブリックコメント) ・校長会を通じて児童生徒の保護者に周知し、意見を募った。 (意見交換会) ・意見交換会を複数開催した。 ・市政全般に係るタウンミーティングと同時開催することで、広く市民の参加を募った。
3	流山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について	マイナンバー法に基づく個人番号の利用等に関する条例の制定について	社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)の実施に合わせて、個人番号(マイナンバー)の市の事務での独自利用、特定個人情報(個人番号を含んだ個人情報)の庁内同一機関内での連携及び庁内の一つの機関から他の機関への提供について定める条例を制定する。	行政改革推進課	国	情報公開・個人情報保護審査会	4件(4名)			
4	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う、流山市手数料条例の一部改正について	マイナンバー法の施行に伴う、流山市手数料条例の一部改正について	市町村長は、平成27年10月5日に施行されるマイナンバー法に基づき、住民基本台帳に記載された方に対して個人番号を指定し、通知カードにより通知を行い、通知した方の申請により個人番号カードを交付するものとされている。各カードの初回交付手数料は国庫補助の対象であり無料で交付するが、滅失等の事由により再交付する際の手数料については国庫補助の対象外であるため有料とし、この再交付手数料について流山市手数料条例に定めるもの。	市民課	市		1件(1名)	3名(単独開催)		(パブリックコメント) ・マイナンバー関係のパブリックコメントを実施する部署が複数あったため、資料を同一のファイルに整理して配架した。 ・窓口にてマイナンバーに関する問い合わせ等を受けた際、パブリックコメントの案内を行いご意見の提出について働きかけた。
5	TX沿線整備地区の字区域及び名称変更事業	西平井・鱈ヶ崎地区、鱈ヶ崎・思井地区の字の区域と名称の変更	西平井・鱈ヶ崎地区、鱈ヶ崎・思井地区の土地区画整理事業により、新しく幹線道路等が整備され、当該地区の区画が変わり、地番が整理されることから、それに合わせた字の区域と名称の変更案を作成する。	総務課	市	行政区域制度審議会			地元説明会(88名)	(地元説明会) ・地元説明会の他に要望により自治会説明会を複数回開催した。 ・開催日時は住民の都合を考慮し、土日開催とした。
6	公共施設等総合管理計画	今後の公共施設のあり方についての計画	平成26年4月22日に総務省からすべての自治体に対し、保有するすべての公共施設・インフラ等の保有状況、将来コストの見込みとこれらに対する基本的な方針を記す「公共施設等総合管理計画」の策定要請があった。本市では公共施設等総合管理計画検討委員会を設置し、「民間にできることは民間で」のコンセプトのもと、保有する施設総量が全国平均の約半分である特長を生かす総合管理計画(案)を策定し、実践的な資産経営を図る。	財産活用課	国	行財政改革審議会	0件			(パブリックコメント) ・昨年7月からホームページ上で「総合管理計画の策定に関する基本的な考え方」を公表し、意見を提出できるようにした。 ・また、ページ数が多いため、A3両面の概要版を作成した。
7	流山市国民健康保険料の一部を改正する条例(案)について	国民健康保険料の改定に関する条例(案)について	国民健康保険事業の安定した財政運営を図るため、保険料率のうち後期高齢者支援金賦課額の被保険者均等割と所得割、介護納付金賦課額の所得割を引上げるものである。	国保年金課	市単独	国民健康保険運営協議会	58件(54名)			(パブリックコメント) ・実施要領の添付資料について、より分かりやすい資料とした。
8	流山市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定について	新型インフルエンザ等の対策についての計画の策定	新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条第1項及び千葉県新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、新型インフルエンザ等対策に関する基本的な方針や各発生段階における対策を定め、新型インフルエンザ等対策の強化を図る。	健康増進課	国・県	福祉施策審議会	0件			(パブリックコメント) ・市内30か所に配架した。 ・概要版を添付した。
9	流山市敬老祝金支給条例の一部を改正する条例	敬老祝金の支給額等の条例改正	敬老祝金の支給要件及び祝金の額を変更するため条例の一部改正するもの。	高齢者生きがい推進課	市単独	福祉施策審議会	1件(1名)			(パブリックコメント) ・これまでの敬老祝金の経緯を説明するなど市民にわかりやすい資料とするよう努めた。
10	地球温暖化対策実行計画(事務事業編)「ストップ温暖化!流山市役所率先実行計画」	流山市の事務事業から排出される温室効果ガスの削減に関する計画の策定	平成26年度に現行計画が期間を終了したことから、見直しを行うもの。平成27年度については、本計画の上位計画である「流山市環境基本計画」の期間が平成26年度までとなっており、上位計画を本計画に反映する必要があったため、策定期間とした。そのため、本計画は、平成28年度から平成32年度までとし、市役所及び関係施設の電気や燃料等の使用に伴い排出する温室効果ガスを削減するための具体的な施策を定めていたもの。	環境政策・放射能対策課	市単独	・環境審議会 ・地球温暖化対策実行計画改訂部会	2件(1名)			(地球温暖化対策実行計画改訂部会) ・市民を代表し、また環境分野に精通した環境団体に属する1名を特別委員として迎えた。 (パブリックコメント) ・広報では2回の通知を行うほか、市内環境団体に実施を伝えた。
11	一般廃棄物処理基本計画の見直し	流山市一般廃棄物処理基本計画の策定(見直し)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、本市から発生する一般廃棄物の処理について、長期的・総合的視点に立った基本となる事項を定める。5年ごとの見直し。	クリーンセンター	市単独	廃棄物対策審議会			アンケート調査 市民(2,000人) 886件 事業者(1,000事業者) 318件	

平成27年度終了事業一覧表

No	名称	通称	概要	担当課	上位計画による実施等(市or国)	実施の市民参加の手法				工夫した点等
						審議会	パブリックコメント(提出された意見数)	意見交換会(参加述べ人数)	その他(アンケート調査等)	
12	流山市手数料条例の一部改正	開発行為に係る証明書等交付に係る手数料の改正	開発行為又は建築に係る証明書等の証明書や工事完了告示前の承認等の交付に係る手数料の改正に伴う手数料条例の一部を改正するものである。	宅地課	市単独		0件	10名(単独開催)		(パブリックコメント) ・多くの方から意見の募集を頂けるよう、各出張所にも資料を設置した。 ・窓口で募集のチラシを手渡しで説明をしながら配布した。 (意見交換会) ・意見交換会を2日間開催した。 ・参加しやすいよう開催時間を1日目は夕方、2日目は午前と時間をずらし開催した。 ・事前に業者へ開催の案内チラシを郵送し、周知の徹底を図った。
13	流山市開発事業の許可基準等に関する条例の一部改正	開発行為に伴う条例の一部改正	調整区域内の最低敷地面積の引き上げ等開発行為に関する条例改正	宅地課	市単独		18件(13名)	26名(単独開催)		(パブリックコメント) ・多くの方から意見の募集を頂けるよう、各出張所にも資料を設置した。 ・窓口で募集のチラシを手渡しで説明をしながら配布した。 (意見交換会) ・意見交換会を2日間開催した。 ・参加しやすいよう開催時間を1日目は午前、2日目は夕方と時間をずらし開催した。 ・事前に業者へ開催の案内チラシを郵送し、周知の徹底を図った。
14	流山市都市公園条例の改正	新体育館の利用料金等の条例改正	平成28年4月にオープンを予定している新しい流山市民総合体育館の利用時間、利用料金などを定める都市公園条例の改正を行う。	生涯学習課	市単独	生涯学習審議会	11件(11名)			(パブリックコメント) ・当該施設にも資料や用紙を設置した。 ・意見募集期間をアピールするポスターを生涯学習課窓口に掲示した。
15	流山市民館並びに市民会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について 流山市南流山センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	公民館等のプロジェクター使用料の設定	公民館及び南流山センターの備品にプロジェクターを追加するとともに使用料又は利用料を設定するものである。	公民館	市単独	生涯学習審議会			アンケート調査(457件)	(アンケート調査) ・各館等の受付に来られた利用者及び市民に対し、アンケート用紙を手渡し回答への協力をお願いするようにした。 ・アンケート用紙が設置してある場所に「アンケート実施中」の表示をした。

※ 公聴会及び政策提案の手法は、ありませんでした